

平成十九年法律第三十八号

放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律
(目的)

この法律は、核燃料物質の原子核分裂の連鎖反応を引き起こし、又は放射線を発散させて、人の生命、身体又は財産に危険を生じさせた行為等を処罰することにより、核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約その他のこれららの行為の处罚に関する国際約束の適確な実施を確保するとともに、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)及び放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十七号)と相まって、放射性物質等による人の生命、身体及び財産の被害の防止並びに公共の安全の確保を図ることを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「核燃料物質」とは、原子力基本法(昭和三十年法律第百八十六号)第三条第二号に規定する核燃料物質をいう。

2 この法律において「放射線」とは、原子力基本法第三条第五号に規定する放射線をいう。

3 この法律において「放射性物質」とは、次に掲げるものをいう。

一 核燃料物質その他の放射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの含有物(原子力基本法第三条第三号に規定する核原料物質を除く。)

二 前号に掲げるものによって汚染された物は、次に掲げるものをいう。

イ 核燃料物質の原子核分裂の連鎖反応を起させる装置

ロ 放射性物質の放射線を発散させる装置
二 荷電粒子を加速することにより放射線を発生させる装置

4 この法律において「特定核燃料物質」とは、次に掲げるものをいう。

5 この法律において「核燃料物質」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二条第六項に規定する特定核燃料物質をいう。

(罰則)

第三条 放射性物質をみだりに取り扱うこと若しくは原子核分裂等装置をみだりに操作することにより、又はその他不當な方法で、核燃料物質の原子核分裂の連鎖反応を引き起こし、又は放射線を発散させて、人の生命、身体又は財産に危険を生じさせた者は、無期又は二年以上の拘禁刑に処する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

3 第一項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、五年以下の拘禁刑に処する。ただし、同項の罪の実行の着手前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

4 前項の罪の未遂は、罰する。

5 前条第一項の犯罪の用に供する目的で、原子核分裂等装置を所持した者は、十年以下の拘禁刑に処する。

6 前項の罪の未遂は、罰する。

7 前項の罪の未遂は、罰する。

8 前項の罪の未遂は、罰する。

9 前項の罪の未遂は、罰する。

10 前項の罪の未遂は、罰する。

11 前項の罪の未遂は、罰する。

12 前項の罪の未遂は、罰する。

13 前項の罪の未遂は、罰する。

14 前項の罪の未遂は、罰する。

15 前項の罪の未遂は、罰する。

16 前項の罪の未遂は、罰する。

17 前項の罪の未遂は、罰する。

(施行期日)

第一条 この法律は、核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

第二条 第九条の規定は、この法律の施行の日以後に日本国について効力を生ずる条約並びに核爆弾使用の防止に関する国際条約により日本国外において犯したときであっても罰すべきものとされる罪に限り適用する。

第三条 第九条の規定は、この法律の施行の日以後に日本国について効力を生ずる条約並びに核爆弾使用の防止に関する国際条約により日本国外において犯したときであっても罰すべきものとされる罪に限り適用する。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(施行期日)

第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

二 第二条第一項の規定 公布の日

三 第二条第二項の規定 公布の日

四 第二条第三項の規定 公布の日

五 第二条第四項の規定 公布の日

六 第二条第五項の規定 公布の日

七 第二条第六項の規定 公布の日

八 第二条第七項の規定 公布の日

九 第二条第八項の規定 公布の日

十 第二条第九項の規定 公布の日

十一 第二条第十項の規定 公布の日

十二 第二条第十一項の規定 公布の日

十三 第二条第十二項の規定 公布の日

十四 第二条第十三項の規定 公布の日

十五 第二条第十四項の規定 公布の日

十六 第二条第十五項の規定 公布の日